活動費等支払規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の定める事業実施に伴う、会員に対して支払う活動費等について必要な事項を定める ことを目的とする。

(活動費等の種類)

第2条 活動費等の種類は、弁当・湯茶代、交通費とする。

(弁当・湯茶代)

- 第3条 弁当・湯茶代は、次の各号に掲げる事業にいて支払うことができる。ただし、本条第3号および4号は 概ね2時間以上の開催であり、各部長が必要と認めた場合に支給する。
 - (1) 総会
 - (2) 研修、講演会
 - (3) 部会
 - (4) 委員会
 - (5) その他弁当・湯茶代を必要とする事業

(弁当・湯茶代の限度額)

第4条 弁当・湯茶代の限度額は1人につき1,500円とする。

(交通機関)

第5条 利用する交通機関は、鉄道、船舶、飛行機、バス、自家用車とし、タクシー、レンタカーはやむを得ない場合に限って利用するものとする。

(交通費の計算)

- 第6条 自家用車を使用する場合は、自家用車を使用する場合は、30円/kmとし、駐車料金は実費を支給する。
 - 2 高速道路を使用する場合は、実費を支給する。

附則

(改 廃)

本規定の改廃は、理事会の決議とする。

(施 行)

本規定は、平成24年4月2日より施行する。